破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２５８号

静岡県伊東市宇佐美3629番地の39
債務者　戸丸　幸一
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介・山梨　大輔
4　破産債権の届出期間　平成26年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３５号

岡山県高梁市備中町平川6913、住民票上の住所岡山県高梁市下谷町4811番地
債務者　佐久間亜莉紗
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕之
4　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２号

岡山県高梁市下谷町4811番地
債務者　佐久間さやか
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕之
4　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２号

福島県本宮市本宮字関根８番地１関根ハイツＡ棟201、申立時の住所福島県本宮市本宮字弁天64番地７
債務者　大和田浩美
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　卓也
4　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第８４号

青森県青森市浪岡福田１丁目10番地１
債務者　工藤　道博
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹　晃説
4　破産債権の届出期間　平成26年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３７８号

北九州市小倉南区津田新町４丁目３番２―401号
債務者　岡本　泰
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一柳　俊文
4　破産債権の届出期間　平成26年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１５号

奈良県五條市釜窪町906番地の20
債務者　山下　文男
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田友里恵
4　破産債権の届出期間　平成26年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１０９４号

名古屋市西区浄心１丁目１番５―501号　浄心ステーションビル
債務者　ジュエルソフィアこと　上野　智昭
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　俊昭
4　破産債権の届出期間　平成26年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４１号

愛知県弥富市前ケ須町午新田618番地　第５佐藤ビル561
債務者　剛家　裕英
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　千晴
4　破産債権の届出期間　平成26年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９号

茨城県土浦市若松町24番５号
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　武揚
4　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２３号

茨城県石岡市山崎3734番地１
債務者　安藤　和彦
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　環
4　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月17日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第７４号

茨城県土浦市真鍋２丁目12番16号　マイステージ６番館201
債務者　髙橋　克巳
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　環
4　破産債権の届出期間　平成26年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月17日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第５６３号

東京都八王子市小門町41番地26ミノルハウス西八王子102号
債務者　對馬　育子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥生　尚美
4　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７２０４号

東京都江東区南砂４丁目９―４
債務者　武田　公一
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澄　道子
4　破産債権の届出期間　平成26年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
東京地方裁判所民事第20部